

議案第48号

木津川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

木津川市消防団員等公務災害補償条例（平成19年木津川市条例第204号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月4日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）」が令和8年5月27日から施行され、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

木津川市消防団員等公務災害補償条例（平成19年木津川市条例第204号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、<u>又は応急措置の業務に従事したことにより</u>、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</u></p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、<u>若しくはは応急措置の業務に従事したことにより</u>、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の木津川市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木津川市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた木津川市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の

生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。